

実装してもしなくても良い機能

【資料2-4-2】

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
(1) 全団体		
1.1.2	外国人住民データの管理	<p>【機能】 氏名優先区分（氏名・通称のいずれを使用するか。1.1.19 参照）</p> <p>【考え方・理由】 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その際、記載事項、通称の管理方法及び通称の履歴管理方法について規定された。</p>
1.1.19	郵便物送付コード	<p>【機能】 郵便物送付コード（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載として通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。</p> <p>【考え方・理由】 外国人住民に対して郵便物を送付する際、通称のみ記載してほしい、又は、本名のみ記載してほしいといった要望に配慮した対応をするために、どの類型かを示す郵便物送付コードを必要とする自治体があったが、必ずしも全自治体においてそのような運用をしているとは限らないことから、実装してもしなくても良い機能とする。</p>
1.3.5	地区管理	<p>【機能】 市区町村の区域を複数の区域に分割した地区(いわゆる町内会、自治会、行政区等)について登録管理できること。</p> <p>【考え方・理由】 市区町村へ照会したところ、町内会、自治会やいくつかの集落のあつまりであるいわゆる行政区等、市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民記録システムにおいて管理することについて、一定のニーズがあったことから実装してもしなくても良い機能として記載。</p>
2.1.3	基本検索	<p>【機能】 個人や世帯を検索、選択後、該当者の1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民のデータの管理）のデータをCSV形式で出力する機能を有すること。</p> <p>【考え方・理由】 また、市区町村によっては住民異動届に関する書類について、市民からの口頭の申し出をもとに職員が作成を行う、いわゆる「書かない窓口」等を導入しているが、こうした、ペーパーレス化、書面主義の見直しを行う場合に住民データのCSV出力機能が有効との意見があったことから、実装してもしなくても良い機能として整理した。</p>

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
3.4	支援措置	<p>【機能】 支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。</p> <p>【考え方・理由】 また、要領5-10ウの、申出者へ支援の必要性の確認の結果の連絡については、通知のほか電話による対応など、市区町村における支援措置の方針や処理件数により取るべき手段が異なることから、実装してもしなくても良い機能とした。</p>
4.1.3.0.1	届出日以降の異動	<p>【機能】 4.0.3（異動日・処理日）の規定に関わらず、異動日が届出日以降の場合、届出日以降の世帯主又は続柄の管理ができること。</p> <p>【考え方・理由】 また、届出日以降の世帯主転出の場合に、転出届を提出する際に届出日以降の世帯主又は続柄を併せて届け出る場合、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日において、残る世帯の世帯主又は続柄を、住民が異動届に記載した世帯主又は続柄に職権で修正することも許容される。</p>
5.3.	フリガナ	<p>【機能】 住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の氏名（外国人住民の氏名を含む。）、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。</p> <p>【考え方・理由】 実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに対して住民票の写し等にフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、【実装すべき機能】に加えるべきではないものの、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはしないこととし、【実装してもしなくても良い機能】として整理したものである。</p>
8.2.1	登録管理	<p>【機能】 「本人通知制度」の申出内容について、登録・管理できること。また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」「住民票の除票の写し」と「住民票記載事項証明書」「住民票除票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として発行日・交付請求者区分（本人、代理人、第三者）・証明書種別・枚数の記録（登録）ができること。また、証明書発行後に修正（交付請求者の選択誤りを修正）ができること。</p> <p>【考え方・理由】 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。</p>

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
8.2.2	画面表示	<p>【機能】 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。</p> <p>【考え方・理由】 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。</p>
8.2.3	通知書出力	<p>【機能】 証明書発行履歴をもとに本人宛又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。</p> <p>なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」が選択可能であること。</p> <p>【考え方・理由】 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。</p>
8.3.1	切替異動者リスト及び案内作成	<p>【機能】 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内が作成されること。有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。指定都市においては、切替異動者リストを行政区単位で分割できること。</p> <p>【考え方・理由】 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること、入管からの通知が今後も継続される保証はないこと等から、構成員から強い要望があったため、実装してもしなくても良い機能とする。</p>

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
8.3.2	申請受理処理	<p>【機能】申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごとに取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。出入国在留管理庁長官通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。出入国在留管理庁あてに市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。交付予定期間に特別永住者証明書を受領にこない場合に、不交付返戻情報を入力できること。誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>
8.3.3	切替予定数調査	<p>【機能】有効期限の支所別（区役所別）、年度別集計表を作成できること。現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できること。</p> <p>【考え方・理由】切替予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り替え事務は入管特例法の法定受託事務であるが、支所別というのは各地方自治体固有要件である。</p> <p>各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている地方自治体の場合、事務作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの地方自治体には不要な帳票であるため、実装してもしなくても良い機能とする。</p>

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
20.0.1	様式・帳票全般	<p>以下の様式・帳票について、出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動受付審査票 ・届出期間経過通知書 ・未審査一括消除一覧 ・支援措置期間開始通知 ・送付先情報送信エラーリスト ・入管庁通知情報特別永住者保留リスト ・特別永住者切替案内 ・特別永住者切替異動者リスト ・特別永住者証明書交付予定通知書 ・関係課への案内票 ・送付先情報突合結果通知 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書 <p>【考え方・理由】中核市又は人口20万以上の市区（指定都市を除く。）110団体を対象にして、実際に使用している、住民基本台帳制度に関する「様式」及び「帳票」の提供を依頼したところ、基本的な様式・帳票以外のものについても確認されたことから、各団体におけるこれらの様式・帳票の有無について調査し、①住民向けのもの、②他機関に送付等をするもの、③内部での確認等を行うためのもの、④統計関係のものに分類してとりまとめた。</p> <p>このうち、①及び②について、ニーズの多寡等の観点から、実装すべき機能、実装しない機能、実装してもしなくても良い機能の3つに分類した。</p>
20.5.6	転入通知未着照会書	<p>【機能】文書番号を手入力できること。</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>
20.5.11	成年被後見人異動通知	<p>【機能】文書番号を手入力できること。</p> <p>【考え方・理由】記載なし</p>
(2) 指定都市		
8.3.1	切替異動者リスト及び案内作成	<p>【機能】指定都市においては、切替異動者リストを行政区単位で分割できること。</p> <p>【考え方・理由】指定都市においては、作業の効率化の観点から、切替異動者リストを行政区単位で分割できることとする。</p>
(3) 一般市区町村		

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
1.1.14	統合記載欄	<p>【機能】異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。なおこの機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。（実装しない場合は留意事項について自由入力できること。）</p> <p>【考え方・理由】留意事項の自動入力については、市町村照会において政令市より事務運用の効率上必要との意見があったことを踏まえ、一般市区町村については実装してもしなくても良い機能として整理した。</p>
2.1.2	検索文字入力	<p>【機能】なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とする。</p> <p>【考え方・理由】あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフン、長音、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。ただし、異体字検索については中核市レベルのニーズは高いのに対し、小規模市町村でのニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町村においては実装してもしなくてもよい機能とした。</p>
4.0.5	世帯主変更依頼通知書	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の地方自治体から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務において、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を採用する。</p> <p>その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体からは、電話等の連絡手段を用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良いこととする。</p>
4.0.10	一括入力	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】なお、構成員・準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では本機能のニーズは低いとの意見があったため、本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良いこととする。</p>
4.1.3.1.2	CSから受信した転入通知の受理	<p>【機能】本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。（4.1.3.1.1（転入通知の受理）の処理が適用される）</p> <p>【考え方・理由】自動処理については、必ずしも100%可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の地方自治体から、繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、記載することとした。</p>

機能要件 項目番号	機能要件のタイトル	該当箇所
4.1.3.1.3	CSから受信がない場合の転入通知の受理	<p>【機能】 本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。 (4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処理が適用される)</p> <p>【考え方・理由】 記載なし</p>
4.5.6	出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除	<p>【機能】 出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取り込みできること。変更前と変更後の内容を記載した確認票（処理結果確認票）が作成・出力でき、確認後に更新できること。なお、一般市区町村においては、当該自動取込機能を実装しなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】 一般市区町村においては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断できることとする。</p>
7.1.1.3	カード管理状況	<p>【機能】 一般市区町村においては、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書の出力や、異動内容等の情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装しなくても良い。</p> <p>【考え方・理由】 なお、一般市区町村について、特に小規模自治体では個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書はカード管理端末で出力していることや、カード券面プリンタへの印刷も住民記録システムから直接印字する必要性が低いこと、カード券面プリンタ側の設定や操作で実施されている場合もあることから、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断できることとする。</p>